

一般社団法人 長崎県社会福祉士会
相談室使用規則

規則第7号

(目的) 第1条 この規程は、一般社団法人 長崎県社会福祉士会（以下「本会」とする）会員が、本会契約の長崎県総合福祉センター1階相談室（以下「相談室」）の利用を希望し、使用する際の基準を定め、会員の意見交換、および研鑽等を支援するものである。

(使用時間)

第2条 相談室の開錠時間は、次の通りとする。

- (1) 平日 午前10時00分から午後16時30分
- 2 事務局長が特に認めるときは開錠時間を変更することができる。

(使用者の範囲)

第3条 相談室を使用することができる者は、本会正会員とする。

(使用申込方法)

第4条 申請者は事務局宛てに利用申請書をもって利用の申請を行う。

2. 前条の使用申込みは、使用期日の2ヵ月前の1日から使用期日までとする。
3. 申請は事務局まで電子メールにて利用申請書を送付する。
4. 申請は、事務局の前営業日15時までに申請を行わなくてはならない。
5. 申請者は、事務局から希望日時の訂正や説明を求められた場合、速やかに対応する必要がある。

(決定後の手続き)

第5条 利用の決定は、事務局長が判断する。

2. 希望日時が他と重なった場合は、本会理事会、委員会会議、本会及び委員会主催の研修会を優先する。
3. 利用決定後、事務局でミーティング予定を設定し、必要事項を申請者に連絡する。

(使用の不許可)

第6条 次の各号に該当するとき、使用を許可しない。

- (1) 本会正会員の以外の者
- (2) 相談室の風紀秩序を乱し、他人に迷惑のかかる恐れのあるもの。
- (3) 施設または設備に損害を与える恐れのあるもの。

(特別付帯設備)

第 7 条 使用者は、特別な付帯設備をしようとするときは、事務局長の許可を受けなければならない。

(1) 付帯設備等は使用者の負担において行う。

(2) 使用者は、付帯設備の使用を終了したときには、直ちにこれを撤去し現状に復帰しなければならない

(損害賠償)

第 8 条 使用者が施設および器物等に損害を与えた場合はその損害を弁償しなければならない。

(本会の責務)

第 9 条 使用者の不注意により発生した盗難および負傷その他の事故については、本会はその責を負わない。

(附則)

1. この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。